新潟大学職員組合規約

（前　文）
われわれは新潟大学に働く労働者として、日本国憲法を尊重し、経済的、社会的、文化的および政治的地位を確立する。
われわれは、大学の民主的運営と働きやすい職場づくり、および大学の自治と教育、研究、医療の充実を要求する。
われわれは、組合を民主的に運営し、要求実現のために使用者との交渉において対等の立場に立つために、固く団結する。

第一章　総　則

（名　称）
第一条　この組合は、新潟大学職員組合と称する。
（事務所）
第二条　この組合の事務所は、新潟市五十嵐二の町八〇五〇番地に置く。
（目　的）
第三条　この組合は、組合員の労働条件の維持改善及び社会的地位の向上を図るとともに、新潟大学における研究、教育及び医療の全分野において民主主義の原則を確立することを主たる目的とする。
（事　業）
第四条　この組合は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
一　組合員の賃金、労働時間その他の労働条件の維持改善に関すること
二　組合員を代表して、組合員の意に反する不利益処分に関する審査等を大学当局等に対し請求すること
三　研究、教育及び医療の自主的で民主的な発展と充実に寄与する諸条件の整備拡充に関すること
四　大学の運営における自治と民主主義の確立に関すること
五　組合員の教養、技能の向上及び健康の増進に関すること
六　組合員の親睦及び福利厚生に関すること
七　関係諸団体との協力、共同に関すること
八　その他、前条の目的を達成するために必要なこと
（平等取扱いの原則）
第五条　すべて組合員は、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は政治的意見若しくは支持政党のいかんにかかわらず、この組合の事業に参与する平等の権利を有し、かつ均等に取り扱われる権利を有する。

第二章　組　織

（組合員の範囲）
第六条　この組合は、国立大学法人新潟大学に在職する者で、この組合の目的に賛同し、この規約に従う者をもって組織する。
2　前項の規定にかかわらず、国立大学法人新潟大学の学長、理事、監事のほか、労働組合法（昭和二十四年法律第一七四号）第二条但し書き第一号にいう「監督的地位」にある者は、この組合の組合員となることはできない。
3　前項の「監督的地位」にある者の範囲については、別に定める。
（加入及び脱退）
第七条　この組合に加入し、又はこの組合から脱退しようとする者は、所定の書面に必要事項を記入し、原則として所属する分会の執行委員長を経て中央執行委員長に届け出なければならない。ただし、加入の場合にあっては、中央執行委員長の承認を得なければならない。
（分　会）
第八条　この組合は、第六条第一項に定める組合員の全員によって構成される単一組合とする。ただし、この組合は、原則として部局別又は職域別に組織されることを常例とする分会を置く。また、分会に支部を置くことができる。
2　前項但し書きにより設けられる分会の運営等に関する事項は、当該分会の規約によりこれを定める。

新大職組新聞

新潟大学職員組合

〒950-2181
新潟市西区五十嵐2の町8050
新潟大学厚生センター内
TEL・FAX (025)262－6096
E-mail　union@niigata-u-union.sakura.ne.jp
WEB　https://niigata-u-union.sakura.ne.jp/union/

規約規程集

二〇二二年四月

3　前項の分会規約は、各分会においてこれを定め、中央執行委員長に届け出ることをもって、その効力を生ずる。ただし、本規約と抵触する場合は、その抵触する限度において、その効力を有しない。

4　すべて組合員は、原則として、各部局又は職域に置かれる分会に所属するものとする。ただし、当該部局又は職域に分会がないときは、この限りでない。

（部　会）

第九条　この組合に、組合員の相互協力を深め、共通の要求実現を図るため、部会を置くことができる。

2　部会の設置及び廃止は、大会の承認を必要とする。

3　部会の運営等に関する事項は、当該部会の規約によりこれを定める。

4　前項の部会規約は、部会準備会においてこれを定め、中央執行委員長に届け出、中央執行委員会の承認を得ることをもって、その効力を生ずる。

5　前条第三項但し書きは、部会規約について準用する。

第三章　機　関

第一節　総　則

（種　類）

第十条　この組合には、次の機関を置く。

一　大会

二　中央委員会

三　中央執行委員会

第二節　大　会

（大会の性格及び構成）

第十一条　大会は、この組合の最高の議決機関であって、大会代議員及び役員をもって構成する。

2　役員は、代議員として選出されている場合に限り、議決権を有する。

（招　集）

第十二条　定期大会は、原則として毎年十月、中央執行委員長がこれを招集する。ただし、やむを得ない事由があるときは、三十日を限度にこれを延期することができる。

2　前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、中央執行委員長は、臨時大会を招集しなければならない。

一　中央執行委員会が必要と認めたとき

二　中央委員会の議決があったとき

三　三以上の分会の要求があったとき

四　組合員の五分の一以上の要求があったとき

（招集の要件）

第十三条　大会の招集については、定期大会にあっては、その開催期日の二週間前までに、臨時大会にあっては、同期日の十日前までに、日時、議案その他必要事項とともに全組合員に公示しなければならない。

（代議員）

第十四条　大会の代議員は、分会毎に選出し、その数は、組合員五十名までは二名、百名までは四名とし、これを超えること五十名未満毎に一名を加えるものとする。

2　代議員の選出は、分会組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票によって、これを行う。

（議長団）

第十五条　大会の議長団は、大会のつど、大会代議員の互選により選出し、その数は三名とする。

（権　限）

第十六条　大会は、次の事項を審議、決定する。

一　中央執行委員会の組合運営に関する経過報告の承認

二　運動方針及び事業計画の承認

三　決算の承認及び予算の議決

四　専従役員の選定に関する議決

五　規約の改正の発議

六　関係諸団体への加盟又は関係諸団体からの脱退

七　組合費及び組合基金の積立に関する決定

八　統制処分に係る不服申立てについての裁決

九　組合の解散に関する発議

十　その他この組合に関する重要事項

第三節　中央委員会

（中央委員会の性格及び構成）

第十七条　中央委員会は、この組合の大会に次ぐ議決機関であって、大会から次の大会に至るまでの間、その議決権を行使する。

2　中央委員会は、中央委員及び役員をもって構成する。

3　役員は、中央委員として選出されている場合に限り、議決権を有する。

（招　集）

第十八条　中央委員会は、年一回開催することを例とし、中央執行委員長がこれを招集する。ただし、次のいずれかの場合には、中央執行委員長は、臨時の中央委員会を招集しなければならない。

一　中央執行委員会が必要と認めたとき

二　二以上の分会の要求があったとき

三　組合員の七分の一以上の要求があったとき

（招集の要件）

第十九条　中央委員会の招集については、その開催期日の七日前までに、日時、議案その他必要事項とともに、全組合員に公示しなければならない。

（中央委員）

第二十条　中央委員は、分会毎に選出し、その数は、組合員百名までは二名とし、これを超えること百名未満毎に一名を加えるものとする。

2　中央委員の選出は、分会組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票によって、これを行う。

（議長及び副議長）
第二十一条　中央委員会の議長及び副議長は、中央委員会のつど、中央委員の互選により、各一名を選出する。
（権　限）
第二十二条　中央委員会は、次の事項を審議、決定する。
一　大会の議決により付託された事項
二　大会において決定された運動方針に基づく当面の方針
三　予算の追加及び修正
四　労働協約の締結に関する事項
五　争議行為の開始に関する事項
六　同盟罷業に関する事項
七　統制処分に関する事項
八　その他必要と認める事項
2　前項第六号の同盟罷業の決定には、中央委員会の発議を受けて行われる組合員の直接無記名投票において、構成員の過半数の賛成を得ることを必要とする。

第四節　中央執行委員会

（中央執行委員会の性格及び構成）
第二十三条　中央執行委員会は、この組合の執行機関であって、中央執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長及び中央執行委員をもって構成する。
（招　集）
第二十四条　中央執行委員会は、中央執行委員長が必要に応じて招集し、これを主宰する。ただし、中央執行委員会の構成員の三分の一以上の要請があったときは、中央執行委員長は、中央執行委員会を招集しなければならない。
（権限及び責務）
第二十五条　中央執行委員会は、次の権限を有し、責務を負う。
一　大会及び中央委員会の議決に基づく業務の執行
二　大会及び中央委員会において討議すべき議案の審議及び作成
三　組合運営に必要な日常業務の執行
四　緊急な対応を必要とする事項の処理
2　中央執行委員会が前項第四号に定める事項の処理をしたときは、当該処理に直近して開催される議決機関の承認を受けなければならない。
3　中央執行委員会は、その執行した一切の業務につき、大会及び中央委員会に対して責任を負う。
（書記局）
第二十六条　中央執行委員会は、日常の業務を執行するために、書記局を置く。
2　書記局は、中央執行委員長の統括の下に、書記長がこれを主宰し、運営する。
（専門委員会）
第二十七条　この組合の業務を執行するために必要があるときは、専門委員会を置くことができる。
2　専門委員は、中央執行委員長が、組合員の中からこれを委嘱する。
（分会代表者会議）
第二十八条　この組合に、中央執行委員会と各分会及び分会相互間の連絡調整に資するため、分会代表者会議を設けることができる。
2　分会代表者会議は、中央執行委員会の諮問に応ずるものとする。

第五節　会　議

（成　立）
第二十九条　この組合の会議は、構成員の過半数の出席により成立する。
ただし、大会及び中央委員会にあっては、代議員又は中央委員に選出されていない役員は、当該会議の成立に必要な構成員の員数には算入しない。
（議　決）
第三十条　会議の議決は、議決権を有する出席者の過半数の賛成によりこれを決する。可否同数のときは、大会にあっては議長団が、中央委員会にあっては議長がこれを決する。
（特　例）
第三十一条　前二条の規定にかかわらず、この規約の改正に関する発議、関係諸団体への加盟又は関係諸団体からの脱退に関する議決及びこの組合の解散の発議に係る議決については、構成員の三分の二以上の出席を必要とし、かつ出席した構成員の過半数の賛成が得られなければ、これを行うことができない。
（採決の方法）
第三十二条　採決は、原則として出席者の無記名投票によりこれを行う。ただし、当該会議において承認されたときは、挙手またはその他の方法によることができる。
（公　開）
第三十三条　この組合の会議は、公開を原則とする。ただし、当該会議が必要と認めるときは、その議決により、これを非公開とすることができる。
（議決事項の公示）
第三十四条　大会及び中央委員会の議決事項は、これを組合員に公示しなければならない。

第四章　役　員

（種　類）
第三十五条　この組合に、次の役員を置く。
一　中央執行委員長　一名
二　中央副執行委員長　二名
三　書　記　長　一名
四　書　記　次　長　二名
五　中央執行委員　若干名
六　会計監査委員　二名
（任務及び権限）
第三十六条　役員の任務は、次のとおりとする。

一　中央執行委員長は、この組合を代表するとともに、組合業務の執行を統括する。
二　中央副執行委員長は、中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
三　書記長は、中央執行委員長及び中央副執行委員長を補佐し、書記局の運営に責任を負う。
四　書記次長は、書記長を補佐し、書記長に事故あるときは、その職務を代行する。
五　中央執行委員は、組合業務の執行を分掌する。
六　会計監査委員は、年三回以上、この組合の会計監査を行い、大会及び中央委員会に報告する。

（選　出）
第三十七条　役員の選出は、全組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により、これを行い、投票総数の過半数を得た者の中から役員を決定する。
2　役員の選出手続及びその管理等は、別に定める役員等選挙規程による。

（任　期）
第三十八条　役員の任期は、毎年九月一日より八月三十一日までの一年とする。
2　役員に欠員を生じたときは、これを補選する。
3　補選による役員の任期は、第一項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

第五章　会　計

（経　理）
第三十九条　この組合の経費は、組合費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

（会計年度）
第四十条　この組合の会計年度は、毎年九月一日に始まり、翌年八月三十一日をもって終了するものとする。

（組合基金）
第四十一条　組合基金の積立及び運営については、別に定める組合基金運営規程による。

（報　告）
第四十二条　会計の内容は、会計監査委員の監査を受け、中央執行委員会が、大会及び中央委員会に、これを報告する。
2　前項の報告には、公認会計士の証明書を付さなければならない。

（承認等）
第四十三条　予算案及び決算ならびに組合財産の処分については、大会の議決又は承認を受けなければならない。

（公　表）
第四十四条　この組合の会計状況は、決算期毎に書類に作成し、組合員に公表しなければならない。
2　関係書類は、書記局において、これを保存する。

第六章　統制処分

（要件及び種類）
第四十五条　組合員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し、統制処分として、除名、機関からの罷免又は組合員権の停止をすることができる。
一　この組合を破壊する目的をもって、この組合に敵対する組織を結成し又は結成しようとした場合
二　この組合の規約に著しく違反する行為を行った場合
三　この組合の運営を故意に妨害する行為を行った場合
四　この組合の名誉を著しく毀損する行為を行った場合
2　組合員権の停止は、一年を超えない範囲内で、これを行う。

（処分の手続）
第四十六条　処分は、当該組合員が所属する分会の総会及び中央委員会の決定に基づき、中央執行委員長が、これを行う。ただし、緊急の場合は、中央執行委員会の要請により、大会又は中央委員会が、これを決定することができる。
2　中央執行委員長は、処分を決定する前に、処分の対象者に対し、弁明の機会を保障しなければならない。
3　処分が決定されたときは、中央執行委員長は、処分を受けた者に対し、処分が決定された旨、処分の内容及び処分の理由を、文書をもって通知しなければならない。
4　前項の通知書を、直接、処分を受けた者に対し手交し得ないときは、この組合の事務所及び関係分会に公示することをもって、前項の通知に代えることができる。

（不服申立て）
第四十七条　処分を受けた者が、当該処分に不服があるときは、理由を付して、当該処分の取消しを大会に申立てることができる。ただし、前条第一項但し書きに基づき、大会が処分を決定したときは、この限りでない。

（処分の確定）
第四十八条　処分は、第四十六条第二項の通知又は同条第三項の公示があった日の翌日から十四日を経過したとき確定する。ただし、前条による不服申立てが、本文所定の期間内になされたときは、大会での裁決があるまでは確定しない。
2　前項の不服申立てがあったときは、不服申立てのあった日の翌日から三十日以内に大会を開催しなければならない。

第七章　関係諸団体への加盟

（関係諸団体への加盟）
第四十九条　関係諸団体への加盟又は関係諸団体からの脱退は、大会において決するものとする。

第八章　規約の改正等

（組合の規約の改正に関する全員投票）
第五十条　この組合の規約の改正については、大会の発議に基づき、全組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により、全組合員の過半数の承認によって、これを決する。
（組合の解散に関する全員投票）
第五十一条　この組合の解散については、大会の発議に基づき、全組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により、全組合員の四分の三以上の承認によって、これを決する。
（事後処理）
第五十二条　前条の規定により、この組合の解散が承認されたときは、その事後処理にあたる委員を選出する。
２　前項の委員の選出は、この組合の役員等の選出に準じて、これを行う。

第九章　雑　則

（規約の細則）
第五十三条　この規約の実施に必要な細則は、中央委員会において、これを定めることができる。
（規約に関する疑義）
第五十四条　この規約に関して疑義が生じたときは、中央委員会がこれを決定する。

附　則

（施行期日）
第一条　この規約は、二〇〇四年四月一日から施行する。
二〇二二年四月一日より一部改正（二〇二一年十一月四日第八十九回定期大会発議、二〇二二年三月九日開票）

新潟大学職員組合役員等選挙規程

（旧規約の廃止）
第二条　この規約の施行により、新潟大学職員組合規約（一九八二年十月二十三日第四十七回定期大会最終改正）は、これを廃止する。
（役員に関する経過措置）
第三条　この規約の施行日において、旧規約及びこれに基づく新潟大学職員組合役員選挙規程により選挙された役員で、現に在任する者は、この組合の役員としての地位を失わない。ただし、本文所定の要件を満たさない役員は、この限りでない。
（分会規約等に関する経過措置）
第四条　この規約の施行日において、旧規約の下で制定された各分会の規約及び各部会の規約は、この規約に抵触しない限度において、その効力を失わない。

「別表一」

規約第六条第三号に定める「監督的地位」にある者の範囲については、次のとおりとする。
（一）理事、監事の職にある者
（二）教育・研究評議会及び経営協議会メンバー
（三）「国立大学法人新潟大学職員給与規程」の「管理職手当」および関連諸細則の定める手当対象者
（四）その他組合が除外を適当と認めた者

第一章　総　則

第一条　この規程は、規約第十四条に定める大会代議員、第二十条に定める中央委員会及び第三十七条に定める役員の選出ならびに第五十条に定める規約の改正等に係る全員投票に関しこれを摘用する。
第二条　大会代議員及び中央委員の選出については分会所属組合員が、役員の選出については全組合員が、平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により、選挙によってこれを行なう。

第二章　役員の選挙

第一節　総　則

第三条　役員の選挙は、補欠選挙の場合を除くほか、毎年六月一日から八月三十一日までの間にこれを完了しなければならない。ただし、中央執行委員会において、特別の事情があると認められた場合はこれを延長できる。

第二節　選挙管理委員会

第四条　役員選挙の事務を処理するため、この組合に選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設ける。
　委員会は、各分会より一名あて委嘱された選挙管理委員（以下「委員」という。）によって構成する。ただし、役員に立候補した者は、委員としての資格を失なう。
　前項による委嘱は、中央執行委員長及び各分会の責任者との協議によって行なうものとする。委員の任期は選挙開始から終了までの期間とし、委員の互選により選挙管理委員長（以下「委員長」という。）及び副選挙管理委員長を選出する。また、委員に欠員が生じた場合は、改めて委嘱を行う。

前項に定める副選挙管理委員長は、委員長に事故のあるとき、その職務を代行する。

第五条　委員会は、委員長がこれを招集する。ただし、初回の招集にあたっては、中央執行委員長が行う。

第六条　委員会は、左の職務を行なう。

一　選挙の公示

二　立候補届及び立候補辞退届に類する書面の受理

三　開票場所の決定

四　立候補者の資格審査

五　投票及び開票の立会人ならびに書記の指名

六　選挙が適切に執行されたことの承認と当選人の氏名、得票数その他必要事項の公表

七　その他選挙管理に必要な一切の事項

第七条　選挙の公示は、投票日の三十日前までに、全分会に通知する。ただし、補欠選挙の公示は、その都度、二十日前までに、これを通知する。また、再公示等を行う場合は十日前までに、これを通知する。

第三節　候補者

第八条　すべての組合員は、委員を除くほか、役員に立候補することができる。ただし、候補者の推薦は、これを妨げない。

前項ただし書によって候補者を推薦するときは、所定の期日までに、推薦立候補届に所定の事項を記入し、本人の承諾書を添付して、委員会にこれを提出しなければならない。

候補者の推薦は、組合員十名以上又は分会の推薦によるものでなければならない。

前二項による被推薦人は、これを立候補者とみなす。

第九条　役員に立候補する者は、所定の期日までに、立候補届に所定の事項を記入し、委員会にこれを届出なければならない。ただし、前条の推薦による立候補の場合は、推薦立候補を立候補届と読み替える。

第十条　いずれかの役員に立候補した者は、同時に、他の役員に立候補することはできない。

第十一条　委員会は、立候補届を受理したのち、立候補者の資格審査を行ない、正式に候補者を確定する。

前項による資格審査の結果、欠格事由を発見したときは、ただちに立候補者及び関係人又は関係分会に、その旨を通知しなければならない。

第四節　投票

第十二条　委員会は、候補者の略歴等を記載した選挙公報を発行する。

第十三条　投票は、候補者毎にこれを行ない、いずれも無記名一票とする。

第十四条　選挙すべき役員の定数に対し、数が同数又はこれに満たないときは、信任投票を行なう。

第十五条　投票は、分会毎に、若干名の立会人を置いて、これを行なう。ただし、数送等（電子メールを含む）による投票は、立会人を必要としないが、選挙の平等及び投票の秘密を担保しなければならない。

前項の立会人は、分会の責任者の意見を聞いて、委員会がこれを委嘱する。ただし、候補者を立会人に委嘱することはできない。

第十六条　投票用紙は、選挙の当日、投票所において、選挙人名簿の対照を経て選挙人にこれを交付する。ただし、郵送等により投票を行う場合は、投票日前であっても交付することが出来る。

第十七条　投票用紙の交付をうけた選挙人は、投票用紙に所定の記載をし、これを投票箱に入れなければならない。ただし、前条但し書きによる郵送等で投票を行う場合は、立会人が投票箱へ入れなければならない。

第十八条　委員は、投票に関する顛末を記載した投票録を作製し、立会人の署名押印を受けて、投票箱とともに、委員会にこれを持参しなければならない。

第十九条　不在者投票及び期日前投票は、原則として、これを認めない。ただし、止むことを得ない事由があるときは、この限りでない。

第五節　開票

第二十条　開票は、すべての投票箱の送致を受けたのち、これを行なう。

第二十一条　開票は、開票立会人のもとに、委員会の責任においてこれを行なう。

開票立会人は、各分会の責任者の意見を聞いて、委員長が各分会毎に最低一名あてこれを委嘱する。

第二十二条　投票の効力は、開票立会人の意見を聞いて、委員会がこれを決定する。

第二十三条　左の投票は無効とする。

一　正規の投票用紙を用いないもの

二　候補者でない者の氏名を記載したもの

三　他事を記載したもの

四　候補者の氏名を自書しないもの（ただし、信任投票の場合及び、記名式による投票の場合は、この限りでない。）

第二十四条　投票用紙は、有効及び無効に区分し、書記局において、一年間これを保管する。

第二十五条　当選者は、投票総数の過半数を得た者をもって、これを決定する。ただし、本文所定の投票を得た者が定数を超えるときは、有効投票の多数を得た者から順次当選者を決定する。

第十四条による信任投票総数の過半数を得た者をもって、これを決定する。

第二十六条　委員会及び開票立会人は、開票に関する顛末を記載した開票録を作成し、これに署名押印する。

第二十七条　委員会は、第二十五条により当選者を認証し、当選者の所属分会、氏名及び得票数を公表する。

第三章　大会代議員及び中央委員の選挙

第二十八条　大会代議員及び中央委員の選挙は、分会毎にこれを行なう。

第二十九条　前条の選挙は、当該分会の選挙管理委員会がこれを管理する。

第三十条　大会代議員及び中央委員の選挙に係る投票及び開票については、第十二条ないし第二十七条の規定を準用する。

第四章　規約の改正等に関する全員投票

第三十一条　規約第五十条及び本規程第一条に基づく全員投票及びその開票の方法は、大会においてこれを定める。

第五章　規程の改正

第三十二条　本規程の改正は、大会又は中央委員会の決定により、これを行なう。

附　則

第一条　この規程は、一九七五年九月一日から施行する。

一九六七年十一月二十日第四〇回定期大会にて一部改正

一九八二年十月二十三日第四十七回定期大会にて一部改正

二〇一九年三月五日中央委員会にて一部改正

第二条　この規程の施行により、新潟大学職員組合役員選挙規程（昭和三十四年一月十七日施行）は、これを廃止する。

組合基金運営規程

第一条　この規程は、規約第四十一条に基づき、組合基金の積立及び運営について規程するものである。

第二条　この規程による組合基金は特別会計とし、組合員一人当り毎月二百円の積立金及びその利息その他特別会計から繰入れをもってこれにあてる。

第三条　組合基金は、非常事態のための資金及びこの組合の専従職員の退職一時金にあてる。

第四条　非常事態の認定及び支出の明細は、大会又は中央委員会でこれを行なう。

第五条　専従職員の退職一時金は、国家公務員に準じてこれを支給する。

第六条　この規程の改正は、大会又は中央委員会の決定により、これを行なう。

附　則

第一条　この規程は、昭和五十年九月一日から施行する。

昭和五十五年十月十八日第四五回定期大会にて一部改正

二〇二〇年六月二十六日中央委員会にて一部改正

第二条　この規程の施行により、組合基金運営規程（昭和四十一年十二月十一日施行）は、これを廃止する。

新潟大学職員組合旅費等運用内規

第一条　この内規は、組合の業務運営に必要な出張に対する旅費の支給に関する細則を定めたものである。

第二条　出張とは、執行委員長の命令による出張及び執行委員長の招集による会議に出席のためのものをいう。

第三条　旅費は、交通費、日当、行動費及び宿泊料とする。

第四条　交通費は、鉄道・船舶の二等運賃及び急行料金とする。ただし、二〇〇キロ以上は特急料金とする。

第五条　日当は日数により、宿泊料は夜数により支給する。

第六条　日当、行動費及び宿泊料は左のとおりとする。

日当八〇〇円（ただし、組合員が市外地域への会議に出席する場合。）

会計監査手当は一、〇〇〇円とする。

行動費一日に付一、〇〇〇円（ただし、県外出張のみ）

宿泊料七、〇〇〇円

第七条　この内規の改廃は中央委員会または大会の決議による。

第八条　この内規は、昭和五十年九月一日より実施する。

昭和五十年十一月一日第三九回定期大会にて一部改正

昭和五十一年十一月二十日第四〇回定期大会にて一部改正

昭和五十二年十月二十九日第四二回定期大会にて一部改正

昭和五十五年十月十八日第四五回定期大会にて一部改正

昭和六十一年十月二十五日第五一回定期大会にて一部改正

平成十九年十月三十日第七四回定期大会にて一部改正